「山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金」のご案内

山梨県では、不安定な就労状態にある就職氷河期世代の安定した雇用を促進するため、国の**「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」**の支給決定を受けた事業主※に対し、**助成金を上乗せ支給**し、非正規雇用労働者と失業状態の者の正規雇用・定着を支援します。

※成長分野等人材確保・育成コース支給決定事業主のうち就職氷河期世代安定雇用実現コース支給対象事業主を含む。

就職氷河期世代の方を採用しようとしている県内の事業主の方は、事前にハローワーク又は民間の職業紹介事業者などに求人の申し込みをし、対象労働者を雇い入れていただくことで、**国からの助成金に加えて、県からも助成金**が受けられます！

【助成対象事業者】 ※①～⑥のすべてにあてはまる方が対象です

①**特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給対象事業者又は同助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の支給対象事業者のうち同助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）支給対象事業主**であること

②山梨労働局管内に雇用保険適用事業所があること

③対象労働者をハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者※として、かつ雇用保険の一般被保険者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除く。）として雇用することが確実であると認められること。

④対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間（以下「基準期間」という。）に、事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む。）をしていないこと

⑤対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）

⑥県税に未納がないこと

※正規雇用労働者とは
正規雇用労働者とは、次のイからハまでのいずれにも該当する者を指す。（ただし、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除く。また、正規雇用労働者について就業規則などにおいて定められていることを要件とする。）
（イ）期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
（ロ）所定労働時間が同一の事業者に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。
（ハ）同一の事業者に雇用される通常の労働者に適用される就業規則などに規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

【支給額（上限）】

中小企業事業者	『(国) 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）又は（成長分野等人材確保・育成コース※）』に上乗せ	県30万円／人
中小企業事業者以外	『(国) 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）又は（成長分野等人材確保・育成コース）※』に上乗せ	県25万円／人

※成長分野人材確保・育成コース支給決定事業主のうち就職氷河期世代安定雇用実現コース支給対象事業主に該当する場合に限る
※雇い入れ日から起算した最初の6ヶ月間『国の助成金』の第1期のみを対象とした助成金です。
※この助成金は、内閣府の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用しています。

【対象労働者】 ※①～④のすべてにあてはまる方が対象です

①就職氷河期世代の者 ・・・ 雇い入れ時点の満年齢が35歳以上55歳未満の者

②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者

③正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

④ハローワークなどの紹介の日において安定した職業（期間の定めのない労働契約であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じであるものをいう。）に就いていない者であって、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者

⑤雇用された日において、山梨県内を就業地とする又は山梨県内に居住している者であること。

★受付期間：令和5年4月1日（土）～令和6年3月8日（金）〈必着〉
※ただし、予算がなくなり次第、受付終了。

★申請方法：特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース等）第1期支給決定通知後**30日以内**に関係書類を添えて山梨県労政人材育成課地域雇用担当（〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1）まで提出してください。（郵送可）

※提出書類：助成金交付申請書（第1号様式）、助成金状況書（第1号様式の2）、助成金申告書（第1号様式の3）他

山梨県 氷河期 助成金 検索

★詳しくは、県のホームページに掲載されています

〈雇い入れから支給申請までの流れ〉

① ハローワークなどに 求人 の申込み

ハローワークなどからの紹介（対象者確認票及び雇用保険システムにより対象労働者の確認）

② 就職氷河期世代の対象労働者の雇い入れ（対象労働者雇入登録）

雇い入れ後6か月経過

2ヶ月以内

③ 国の助成金の第1期支給申請

④ （国）山梨労働局による第1期支給決定

通知日後30日以内〈R6.3.8必着〉

⑤ 県の助成金支給申請

県による支給決定

⑥ 県の助成金の受給

厚生労働省「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の場合」

「山梨県就職氷河期世代安定雇用助成金」

※↑詳しくは山梨労働局またはハローワークにお尋ねください。

【問合先】山梨県産業労働部労政人材育成課地域雇用担当 ☎055-223-1562